

大学生によるサイバー防犯ボランティア活動の現状と課題

皿谷 陽子 大杉 朱美 平 伸二
(心理学科)

本論文は、本学サイバー防犯ボランティアが行った広報啓発活動及び教育活動で実施した調査結果を報告するものである。調査結果より、すべての調査対象者が何らかのインターネット機器の使用経験を持ち自分専用の機器の所有率も高い状態であり、インターネット使用に関するルールを定めている家庭は小中学生で5割から8割ほど、成人で4割程度であること、インターネット上で危険等を感じた経験を持つ者は小中学生で2割前後、成人で7割程度いること等がわかった。小中学生と年齢に近い大学生がサイバー防犯ボランティア活動を行うことの意義とその効果を論じる。

【キーワード サイバー防犯ボランティア サイバー犯罪 大学生】

1. はじめに

インターネットが普及した現代において、インターネットは人々の生活にとって不可欠であり、サイバー空間は人々の日常生活の一部となっている。内閣府(2019)の「平成30年度青少年のインターネット利用環境実態調査報告書」によれば、青少年の93.2%、高校生の99.0%がインターネットを利用しているとされている。関連機器も数多く普及しており、これからの時代はインターネットをはじめとする情報通信技術を断ち切って生きていくことは不可能であろう(藤, 2017)。生活に溶け込み、私たちに多くの実用性や利便性をもたらしたインターネットであるが、その反面様々な問題が生じていることもまた見逃せない事実であろう。例えば2019年に起きた大阪府で発生した誘拐監禁事件のように、青少年がソーシャルネットワーキングサービス(Social Networking Service: SNS)を介して事件に巻き込まれる事件の報道も相次いでいる。警察庁は、このようなサイバー空間を通して引き起こされる脅威を総称し、「サイバー犯罪」と呼んでいる(警察庁, 2019)。サイバー犯罪の検挙件数は増加傾向にあり、2018年度の検挙件数は9,040件と過去最多であった(警察庁, 2019)。このようなサイバー犯罪に立ち向かうために、学生が主体となって被害防止活動を行うのが「サイバー防犯ボランティア」である。

サイバー防犯ボランティアとは、主に地域住民に対し、適切なインターネットの利用方法についての教育活動や広報啓発活動を行ったり、インターネットサイトや掲示板における違法・有害情報の浄化活動(サイバーパトロール)を行ったりする団体のことである(警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課, 2018)。日本各地に存在し、その多くが各都道府県警から委嘱される形で活動を行う大学生から構成されている。

本学心理学科では、本学科の学生と教職員が2017年から広島県警察本部生活安全部サイバー犯罪対策課より委嘱を受け、「広島県警察サイバー防犯ボランティア」として活動を行っている。活動開始当初は、個々の学生が個別に実施するサイバーパトロールが主な活動であった。すなわち、各自がインターネット上をパトロールし、発見した違法情報・有害情報を警察やサイト管理者等に直接通報したり、警察への通報やサイト管理者への削除依頼を行うインターネット・ホットラインセンター(Internet Hotline Center: IHC)に通報したりする活動を実施していたものである。さらに2018年からは、サイバー防犯ボランティアメンバーが協力し合い、福山市及び近郊における教育活動及び広報啓発活動も行うようになった。2018年度は、地域の青年会議所の依頼により、親子で学ぶスマートフォン教室を開催した他、福山市が企画した講演会にて、児童のサイバー被害の現状を伝えたりサイバーパトロールの実施方法を実演したりした。2019年度には、地域の小学校や社会福祉法人施設においてサイバー防犯教室を開き、インターネットの利用、特にSNS利用に当たってのリスクと対策について伝える活動を行った。

このような学生主体のボランティア活動の重要性は、年々高まっている。警察庁は、サイバー攻撃に対処するためには、警察による取り組みだけでなく社会全体で対処していくことが重要であるとしており、サイバー犯罪被害の未然防止および発生時の対処のため、民間事業者等と協力関係を確立し、その知見を活用するなどの様々な対策を推進している(警察庁, 2013)。近年ではサイバー防犯ボランティア活動の拡充のため、警察庁による研修会も実

施されるようになってきている（警察庁，2019）。

本論文では、本学サイバー防犯ボランティアが実施した過去3回の広報啓発活動及び教育活動の概要を報告するとともに、各活動の際に実施した調査結果を報告する。さらに、今後のインターネット利用に関するサイバー防犯教育はどうあるべきか、サイバー防犯ボランティア活動をどのように運営・活用すべきかについて、その展望を論じることとする。

2. 活動報告

2.1. A 青年会議所における広報啓発活動

2.1.1. 活動概要

A市に在住する地域住人のうち、応募のあった小学生・中学生・高校生の親子約15組に対し、「親子で学ぼう！スマートフォン・SNSとの上手な付き合い方」と題したイベントを行った。イベントは2部構成であり、第1部では、A青年会議所のスタッフからSNSのメッセージを例に個々の受け取り方や考え方の違いについて解説した。その際、本学ボランティアメンバーは、班分けされた子どもたちのグループに混ざり、意見のとりまとめやフォローを行った。第2部は、保護者向けの講義と子ども向けの活動が別々に実施された。保護者向けの講義をB県警サイバー犯罪対策課が担当し、子ども向けの活動をA青年会議所のスタッフと本学ボランティアメンバーが担当した。子ども向けの活動はいくつかのグループに分かれて実施され、グループごとに選択したテーマ（バレンタイン、夏休み等）に関するメリット・デメリットをインターネットで調べ、ポスター形式で発表するというものであった。

2.1.2 調査概要

活動参加者のうち、成人を除く計14名（小学生11名、中学生2名、その他1名）が調査に参加した。調査紙は、内閣府が2017年11月に行った「青少年のインターネット利用環境実態調査」を参考に作成した。フェイスシートに回答日・年齢・性別・学年の記入を求めた後、以下の8つの質問項目への回答を求めた。①使用経験のあるインターネット機器について、スマートフォン、携帯電話（いわゆるフィーチャーフォン、ガラケー）、ノートパソコン、デスクトップパソコン、タブレット（アップル社製iPad、サムスン社製Galaxy Tab等）、携帯音楽プレーヤー（アップル社製iPod、ソニー社製Walkman等）、ゲーム機（任天堂社製Nintendo Switch、任天堂社製ニンテンドー3DS、ソニー社製PlayStation 4等）、インターネット接続テレビ（パナソニック社製VIERA、シャープ社製AQUOS等）、いずれの機器も使用していない、のそれぞれに対し、使用経験の有無を2件法で尋ねた。②1日のインターネット使用時間、及び③インターネットの使用理由については、コミュニケーション（メール・メッセージ・LINE・Twitter等）、ニュース、情報検索、地図・ナビゲーション、音楽視聴、動画視聴、電子書籍、ゲーム、ショッピング、その他の中から主な理由として挙げられるものを最大3つまで選択するよう求めた。④インターネット使用についての家でのルール、及び⑤インターネット利用時の印象的なことや困ったことについては、自由記述で尋ねた。また、⑥今までのインターネット教育の受講経験について尋ね、どのように学んだかを「学校で教えてもらった」や「親から教えてもらった」等の10項目の中から複数選択をしてもらった。さらに、⑦藤・吉田（2009）によるインターネット行動尺度短縮30項目を用い、「1、あてはまらない」から「5、あてはまる」までの5件法で回答を求めた。最後に、⑧講習を受けた感想を自由記述で回答するよう求めた。なお、調査結果報告の際、調査回答者の総数をN、調査回答総数をNrと表記する。

2.1.3 調査結果

調査対象者のうち、使用経験のあるインターネット機器について、回答数(Nr=30)における各機器の割合(%)を算出した。その結果、タブレットが最も高く30.0%(9名)、スマートフォンとゲーム機が同率で23.3%(7名)であった(Figure 1)。さらに、回答者数(N=14)での各機器の割合(%)を算出したところ、スマートフォン50.0%(7名)、携帯電話が14.3%(2名)、ノートパソコンが7.1%(1名)、デスクトップパソコンが7.1%(1名)、タブレットが64.3%(9名)、携帯音楽プレーヤーが14.3%(2名)、ゲーム機が50.0%(7名)、インターネット接続テレビが7.1%(1名)、いずれの機器も利用していないが7.1%(1名)であった。

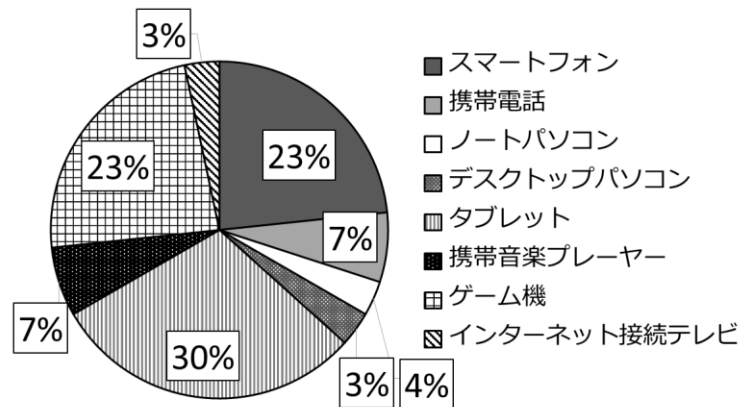


Figure 1. A青年会議所における使用経験のあるインターネット機器の回答数の割合 (%)

次にインターネットの使用理由について、回答数 (Nr=29) における使用理由の割合 (%) を算出した結果、動画視聴とゲームが 20.7% (6名) と同率で高く、次に情報検索が 17.2% と高かった (Figure 2)。さらに、回答者数 (N=14) における使用理由の割合 (%) を算出したところ、コミュニケーションが 21.4% (3名)、ニュースが 21.4% (3名)、情報検索が 35.7% (5名)、音楽視聴が 28.6% (4名)、動画視聴が 42.9% (6名)、電子書籍が 7.1% (1名)、ゲームが 42.9% (6名)、その他が 7.1% (1名) であった。地図・ナビゲーション及びショッピングを使用理由として挙げた者はいなかった。

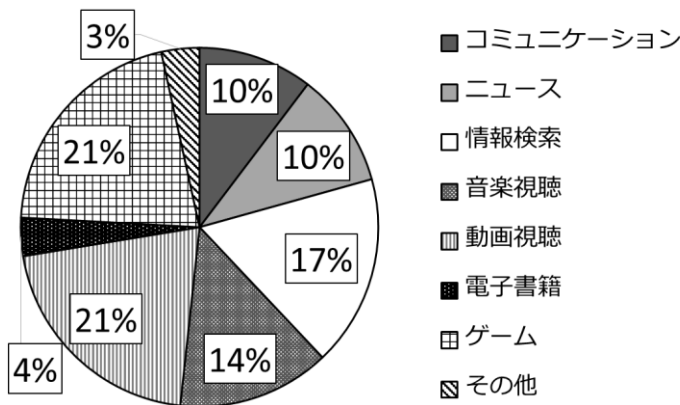


Figure 2. A青年会議所におけるインターネット使用理由の回答数の割合 (%)

インターネット使用における家庭のルールについて回答した者は、14名中7名で 50.0% であった。得られた回答を内容別に分類したところ、「長い時間は使わない」、「土日だけ」という使用する時間数や時間帯の制限に関するものを挙げているものが 2 件、「お金のかかるものはしない」、「課金はしない」という課金の禁止に関するものが 2 件、「許可を取ってから」、「勝手に見ない」という許可制について挙げているものが 2 件、「成績は下げない」という一定の条件を与えるように決めているものが 1 件であった。インターネット利用時の印象的なことや困ったことについて回答した者は、14名中2名で、14.3% であった。回答内容は、「友だちのアカウントが乗っ取られた」や、「急に画面の映像が止まった」というものであった。本活動以前に何らかの形でインターネット教育を受けていた者 (未回答者 5 名を除く, n=9) は、75.0% (6名) で、受けてない者は 25.0% (2名) であった。活動への感想については、「インターネットについて自分の分からなことが分かった」、「自分でもスマホの使い方について考えさせられることが多かった」、「インターネットや人との関わり合い方が分かった」、「楽しかった」等があった。

2.2. C小学校における教育活動

2.2.1. 活動概要

D市内にあるC小学校に在籍する4年生54名(男子27名, 女子26名, 性別未回答1名), 5年生51名(男子25名, 女子26名), 6年生54名(男子21名, 女子33名)の計159名に対し、「インターネットの適切な使用について」と題した講習会を行った。講習には、本学ボランティアメンバーが事前に広島県警察本部生活安全部サイバー犯罪対策課作成の「サイバー防犯ボランティア講演用パワーポイント(広島県警察ホームページ, 2019)」を小学生向けに改変したパワーポイントを用いた。構成は、(1)インターネットの利用の便利さと危険性について、(2)SNS利用における約束について、(3)まとめ、(4)おさらいクイズ、(5)サイバー110番について、の5部構成であった。ボランティアメンバーが適宜参加者に質問を投げかけたり、クイズを出題したりする工夫を取り入れ、参加者が積極的に参加しながらインターネットの適切な利用について学べるよう実施された。本学ボランティアメンバーのうち合計9名が活動に参加し、3名ずつに分かれ各学年を担当した。

2.2.2. 調査概要

上記参加者計159名に対し、調査を実施した。調査紙は、前章で紹介したA青年会議所における活動で用いた調査を参考に作成した。フェイスシートに回答日・年齢・性別・学年の記入を求めた後、以下の8つの質問項目への回答を求めた。①自分専用の機器の有無については2件法で、②使用経験のあるインターネット機器については、スマートフォン・携帯電話、パソコン、タブレット、ゲーム機、インターネット接続テレビのそれぞれに対し有無を2件法で尋ねた。③インターネットの使用理由については、友だちとのやり取り(メール・メッセージャー・LINE・Twitter等)、ニュース、調べもの、地図・ナビゲーション、音楽・動画の視聴、電子書籍、ゲーム、ショッピング、その他の中から主な理由として挙げられるものを最大3つまで選択するよう求めた。④インターネット使用についての家でのルール、及び⑤インターネット利用時の「危ない」や「困った」ことについては、自由記述で尋ね、⑥今までのインターネット教育の受講有無については2件法で尋ねた。⑦講義内容の理解については、「インターネットの危ない所について」、「インターネットでは絶対にしてはいけないことについて」、「SNSを使う時に気を付けることについて」のそれぞれの項目に対し、「わかった」か「わからなかった」かの2件法で尋ねた上、その理由を自由記述で求めた。最後に、⑧講習を受けた感想を自由記述で回答するよう求めた。なお、調査結果報告の際、調査回答者の総数をN、調査回答総数をNrと表記する。

2.2.3. 調査結果

調査対象者のうち、インターネットが使用できる自分専用の機器を所有していた児童は79.9%(127名)であった。使用経験のあるインターネット機器について、回答数(Nr=527)における各機器の割合(%)を算出した結果、ゲーム機が最も高く25.0%、次点でスマートフォン・携帯電話が23.0%であった(Figure 3)。さらに、回答者数(N=159)における各機器の割合(%)を算出したところ、スマートフォン・携帯電話が76.1%(121名)、パソコンが60.4%(96名)、タブレットが71.7%(114名)、ゲーム機が83.0%(132名)、インターネット接続テレビが40.3%(64名)であった。

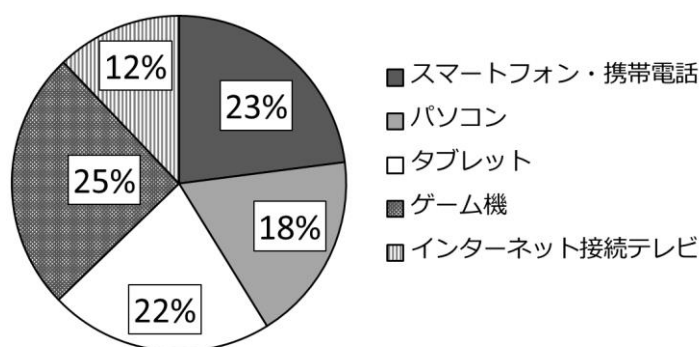


Figure 3. C小学校における使用経験のあるインターネット機器の回答数の割合 (%)

次に、インターネットの使用理由について、回答数 ($N=439$) における使用理由の割合 (%) を算出した結果、音楽・動画の視聴が 30.07%、次点には、ゲーム 28.70%が高かった (Figure 4)。さらに、回答者数 ($N=159$) における使用理由の割合 (%) を算出したところ、友達とのやり取りが 28.9% (38 名)、ニュースが 9.4% (15 名)、調べものが 65.4% (104 名)、地図・ナビゲーションが 5.7% (9 名)、音楽・動画の視聴が 83.0% (132 名)、電子書籍が 3.1% (5 名)、ゲームが 79.2% (126 名)、ショッピングが 3.8% (6 名)、その他が 2.5% (4 名) であった。

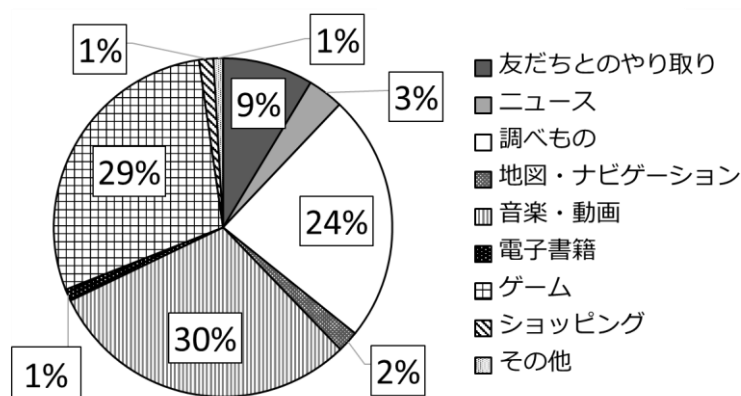


Figure 4. C小学校におけるインターネット使用理由の回答数の割合 (%)

インターネット使用における家庭のルールについて回答した者は、159 名中 127 名で 79.9%であった。得られた回答を内容別に分類したところ、大きく「使用する時間数や時間帯の制限」、「課金の禁止」、「知らない人とのやり取りの禁止」、「個人情報の公開禁止」、「使用場所の制限」、「アカウント登録や書き込みの制限」、「その他」が挙げられることが分かった。回答者 ($n=127$) における各ルールの割合 (%) を算出した結果を、Figure 5 に示した。「1 日 1 時間」や「夜 21 時まで」のように、使用する時間数や時間帯の制限があると回答した児童が 50.4% (64 名) と最も多かった。次いで、「お金がかかることはしない」や「無料のゲームしかインストールしない」のように、課金の禁止を挙げた児童が 14.2% (18 名)、「知らない人と関わらない」や「知らない人からメールが来たら削除する」のように、知らない人とのやり取りの禁止を挙げた児童が 6.3% (8 名)、「個人情報を伝えない」や「顔を載せない」のように、個人情報の公開禁止を挙げた児童が 6.3% (8 名) であった。「外では使わない」や「家の 2 階に持っていかない」のような使用場所の制限や、「アカウントを作らない」や「コメントをしない」のようなアカウント登録や書き込みの制限をルールとして決めている家庭もあり、その他にも「親が見ていないときに触らない」や「見ても良いサイトを決めている」のように一定の条件を設けている家庭や、「変な通知が来ても開かない」、「わからないことがあれば親に言う」のように、何か起きた際の対応を決めている家庭、「約束を守らなかったら没収する」や「視

力が下がったらゲーム機を没収する」のように、ルールを守らなかった際の罰則を定めている家庭もあった。

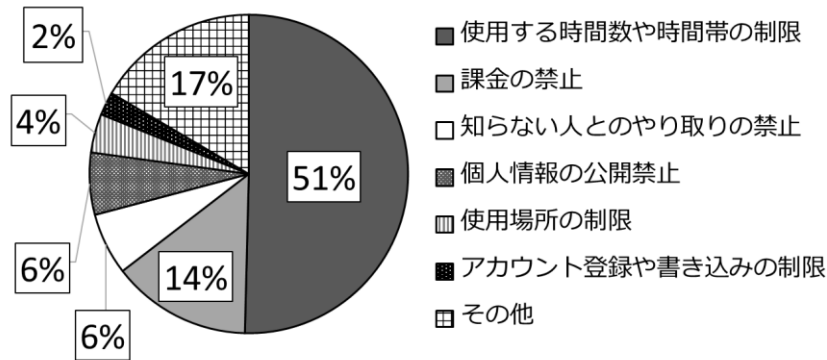


Figure 5. C小学校における家庭のルール内容の回答数の割合 (%)

インターネット利用時の「危ない」や「怖い」ことについて回答した者は、159名中33名で20.8%であった。回答内容を分類すると以下ようになった。「変な画面が出てきた」や「変なサイトに入った瞬間に動かなくなった」のように、突然画面が切り替わったりメッセージが現れたりした経験を挙げた児童が18.2% (6名)、「ゲームでお前を殺すと言われた」や「住所を特定するよと言われた」のように、インターネット上の知らない人から暴言を吐かれたり脅迫されたりした経験を挙げた児童が15.2% (5名)、「付き合ってくださいと言われた」や「好きだから会いたいと言われた」のように、インターネット上の知らない人から恋愛感情を向けるような言葉をかけられた経験を挙げた児童が15.2% (5名)、「個人情報を出している人がいた」や「不適切な動画を挙げている人がいた」のように、不適切な利用をしている人を実際に見つけた経験を挙げた児童が9.1% (3名)、「知らない番号から電話がかかってきた」や「迷惑電話があった」のように、相手がわからない連絡が突然来た経験を挙げた児童が9.1% (3名)、「友達が僕の名前でゲームにログインしていた」や「勝手に動画を友達に載せられそうになった」のように、友達に勝手に個人情報が使われたり載せられたりした経験を挙げた児童が6.1% (2名)であった。また、「他人のやり取りを見て怖くなった」や「顔がわからない相手が怖い」のように、顔のわからない相手とやり取りすることの恐怖を挙げた児童が15.2% (5名) いた他、その他の回答をした児童が12.1% (4名) いた。

本活動以前に何らかの形でインターネット教育を受けていた児童は、62.3% (99名) であった。講義内容の理解については、「インターネットの危ない所について」、「インターネットでは絶対にしてはいけないことについて」、「SNSを使う時に気を付けることについて」のそれぞれの項目に対し、「わかった」と回答した児童はそれぞれ97.5% (154名)、99.4% (157名)、97.5% (154名) であった。回答の理由として、「パワーポイントを使用したので分かりやすかった」、「具体例がたくさんあった」、「クイズや劇があつて分かりやすかった」といった講義への評価や、「インターネットは詐欺をする人や悪いことをしようとする人も使う」、「知らない人に会いたいと言われても会いにいかない」、「個人情報を載せてはいけないと分かった」等、講義内容からどんなことが分かったのかを記述するものが多かった。さらに、「個人情報や顔を絶対に載せない」、「SNSで人が嫌がる言葉は使わない」等のように、これからのインターネット使用への意気込みを記述した児童もいた。

2.3. E 社会福祉法人施設における教育活動

2.3.1. 活動概要

D市内にあるE社会福祉法人施設の成人の利用者6名(男性5名、性別未回答1名)、職員3名(男性1名、女性2名)の合計9名に対し、「インターネットの適切な使用について」と題した講習会を行った。講習には、2.2のC小学校で行った内容を改良し、さらに、事前打ち合わせの際にE施設職員から要望のあった内容を加え、改変し

たパワーポイントを用いた。構成は2.2のC小学校で実施したものと同様であり、(1)インターネットの利用の便利性と危険性について、(2) SNS 利用における約束について、(3)まとめ、(4)おさらいクイズ、(5)サイバー110番について、の5部構成であった。ボランティアメンバーが適宜参加者に質問を投げかけたり、クイズを出題したりする工夫を取り入れ、参加者が積極的に参加しながらインターネットの適切な利用について学べるよう実施された。本学ボランティアメンバーのうち合計2名が活動に参加した。

2.3.2. 調査概要

上記参加者計9名に対し、調査を実施した。調査紙は、前章で紹介したC小学校における活動で用いた調査を参考に作成した。フェイスシートに回答日・年齢・性別・所属(利用者/職員)に記入を求めた後、以下の8つの質問項目への回答を求めた。①自分専用の機器の有無については2件法で、②使用経験のあるインターネット機器については、スマートフォン・携帯電話、パソコン、タブレット、ゲーム機、インターネット接続テレビのそれぞれに対し有無を2件法で尋ねた。③インターネットの使用理由については、友だちとのやり取り(メール・メッセージャー・LINE・Twitter等)、ニュース、調べもの、地図・ナビゲーション、音楽を聴く、動画を観る、動画の配信、電子書籍、ゲーム、ショッピング、その他の中から主な理由として挙げられるものを最大3つまで選択するよう求めた。④インターネット使用についての家や職場でのルール、及び⑤インターネット利用時の「危ない」や「困った」ことについては、自由記述で尋ね、⑥今までのインターネット教育の受講有無については2件法で尋ねた。⑦講義内容の理解については、「インターネットの危ない所について」、「インターネットでは絶対にしてはいけないことについて」、「SNSを使う時に気を付けることについて」のそれぞれの項目に対し、「わかった」か「わからなかった」かの2件法で尋ねた上、その理由を自由記述で求めた。最後に、⑧講習を受けた感想を自由記述で回答するよう求めた。なお、調査結果報告の際、調査回答者の総数をN、調査回答総数をNrと表記する。

2.3.3. 調査結果

調査対象者にインターネットが使用できる自分専用の機器を所有していた者は100%(9名)であった。使用経験のあるインターネット機器について、回答数(Nr=25)における各機器の割合(%)を算出した結果、スマートフォン・携帯電話が32.0%と最も多く、次にパソコンが28.0%であった(Figure 6)。さらに、回答者数(N=9)における各機器の割合(%)を算出したところ、スマートフォン・携帯電話が88.9%(8名)、パソコンが77.8%(7名)、タブレットが33.3%(3名)、ゲーム機が55.6%(5名)、インターネット接続テレビが22.2%(2名)であった。

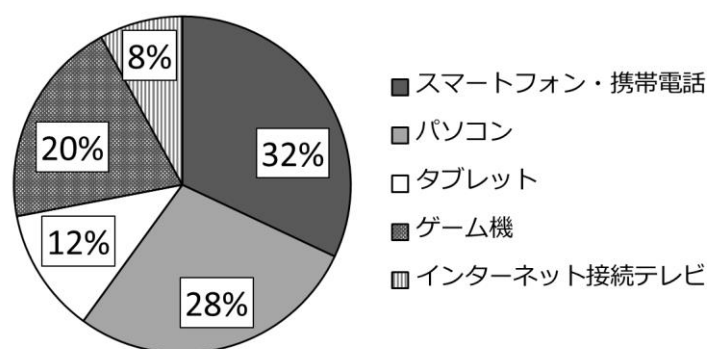


Figure 6. E社会福祉施設における使用経験のあるインターネット機器の回答数の割合(%)

次に、インターネットの使用理由について、回答数(Nr=34)における使用理由の割合(%)を算出した結果、友だちとのやり取りが20.6%、動画を観る17.6%であった(Figure 7)。さらに、回答者数(N=9)における使用理由の割合(%)を算出したところ、友だちとのやり取りが77.8%(7名)、ニュースが44.4%(4名)、調べものが66.7%(6名)、地図・ナビゲーションが22.2%(2名)、音楽を聴くが33.3%(3名)、動画を観るが66.7%(6名)、

ゲームが55.6%（5名）、ショッピングが11.1%（1名）であった。動画の配信、電子書籍、及びその他を使用理由として挙げた者はいなかった。

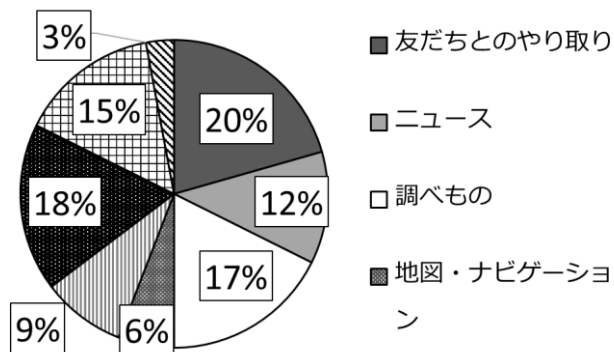


Figure 7. E社会福祉施設におけるインターネット使用理由の回答数の割

インターネット使用における家庭や職場のルールについて回答した者は、9名中4名で44.4%であった。得られた回答を内容別に分類したところ、「20時半まで使ってよいと決まっている」、「使い過ぎないようにしている」という使用する時間数や時間帯の制限に関するものを2件、「仕事中は機器をロッカーにしまっておく」という使用場所の制限に関するものを挙げているものが1件であった。他に、「施設でのルールはよく知らない」と回答したものが1件であった。また、インターネット利用時の「危ない」や「困った」ことについて挙げた者は、9名中6名で、66.7%であった。回答内容は、「あなたは20歳以上ですか？」の所を「はい。」と押し、請求が来た」という架空請求の経験を挙げているものが1件、「個人情報の流出」のように不適切な利用をしている人を見つけた経験を挙げているものが1件、「死ね」、「殺す」と言われた」のように、インターネット上で人から暴言を吐かれた経験を挙げたものが1件であった。その他の経験及びルールを挙げているものが3件あった。

本活動以前に何らかの形でインターネット教育を受けていた者は、44.4%（4名）で、受けてない者は55.6%（5名）あった。講義内容の理解については、「インターネットの危ない所について」、「インターネットでは絶対にしてはいけないことについて」、「SNSを使う時に気を付けることについて」のそれぞれの項目に対し、「わかった」と回答した者はそれぞれ88.9%（8名）、88.9%（8名）、100%（9名）であった。回答の理由として、「事例が分かりやすかった」、「クイズや劇があつて分かりやすかった」といった講義への評価や、「SNS等の情報を鵜呑みにしない」、「悪口を言うてはいけない」、「個人情報を載せてはいけないと分かった」等、講義内容からどんなことが分かったのかを記述するものが多かった。さらに、「個人情報や顔を絶対に載せないようにする」、「悪口を言わないようにする」等のように、これからのインターネット使用への意気込みを記述した者もいた。

3. 今後の展望

本論文では、本学サイバー防犯ボランティアが過去3回の広報啓発活動及び教育活動の際に実施した調査結果を報告した。それぞれの調査結果をまとめると、主に以下の5つが挙げられる。(1)すべての調査対象者が何らかのインターネット機器の使用経験を持つこと、(2)自分専用の機器の所有率も高い状態であること、(3)インターネットの使用に関する何らかのルールが定められている家庭（職場）の割合は、小中学生対象の調査（2.1及び2.2が該当）では半数以上であるが、成人対象の調査（2.3が該当）ではやや減ること、(4)インターネット使用時に危険を感じたり困惑したりした経験を持つ者は調査対象者の中で一定数おり、成人対象の調査では半数以上に上ること、(5)インターネット利用に関する教育を受けた経験は小中学生対象の調査では6割以上に上るが、成人対象の調査では4割程度であること。以下にそれぞれの点について、考察と展望を述べる。

まず、すべての調査対象者が「使用経験のあるインターネット機器」について何らかの回答をしていることから、小中学生含む全対象者がインターネットの使用経験があることが伺えた。使用機器についてはばらつきがみられた

が、自分専用の機器を所有している者は小学生対象の調査で 79.9%、成人対象の調査で 100%であり、機器の種別を問わず、インターネットに触れる機会はかなり高い状況が示された。内閣府（2019）の調査は、高校生の高いインターネット利用率を明らかにしているが、本調査により、高校生より低年齢である小中学生、及び高校生より高年齢である成人についても同様に、インターネットが身近な存在となっていることを明らかにしたと言える。

インターネットの使用に関する何らかのルールが定められている家庭（職場）の割合は、小中学生対象の調査では 50.0%と 79.9%、成人対象の調査では 44.4%であった。内閣府（2019）は、「インターネット利用上の家庭のルール」について、「ルールを決めている」と回答した割合が、小学生 77.0%、中学生 62.0%、高校生 37.2%であり、学校種が上がるにつれて低くなっていると報告している。本調査も同様に、小中学生の方が割合は高く、成人の方が低かった。これより、小中学生は保護者の庇護のもと家庭でのルールが設けられやすいが、成人になると一人の大人としての自己管理を求められていると推察できる。本報告における成人対象の調査については、社会福祉施設の利用者及び職員のみが対象となっていたことから、広く一般化した知見として報告するには、今後対象者や対象人数を改めて検討することも重要だと思われる。インターネット使用時に危険を感じたり困惑したりした経験を持つ者は、小中学生対象の調査では 14.3%と 20.8%、成人対象の調査では 66.7%であった。報告数は多くはないものの、小中学生の段階ですでにこのような経験をしていることは、危惧すべき事態である。劇的な事件（誘拐事件等）には発展していないものの、出会い系をほのめかすような知らない他者からのコンタクトを受けている児童や脅迫のようなメッセージを受け取っている児童もおり、中には、特定のアプリ名を挙げ、出会い系の類を危険視している児童もいた。インターネット利用におけるトラブルを防止するために「フィルタリング」というサービスがあることは広く知られているが、警察庁（2018）によれば、SNS が起因となり何らかの被害に遭った児童の 88.0%がインターネット利用機器の契約時からフィルタリングを利用していない、もしくは被害時にはフィルタリングを利用していない。本調査ではフィルタリングの使用の有無を尋ねてはいないが、このようなサービスの利用は、小中学生がインターネット上でトラブルに遭うリスクを少なからず減少させるものであろうと期待される。一方で、本調査において何らかのトラブルに遭遇した経験を持つ成人は 66.7%と比較的高い結果であった。自身での危機管理が必要とされる成人がどのように危険回避を学ぶべきかは、今後大きな課題となりそうである。架空請求メールを受けたことを報告する者もいたが、そのような事態における正しい対処法を知らない、大きな被害に発展することとなる。

小中学生でも成人でも、いずれの年齢層にも言えることは、インターネット利用時のリスクを知り、自身で対応する力をつける、いわゆる「抵抗性」を高めることが重要だということである。先の架空請求メールであれば、返信をしないこと、無視をすることが対応として考えられるが、保護者に知らせる、周りの人に相談する等も、立派な対応である。抵抗性とは、犯罪機会を減らす要素の 1 つで、犯罪者（犯罪企図者）が近づいてきた時に、その犯罪者の力を押し返すことである（小宮, 2007）。児童が誘拐等の犯罪に巻き込まれないよう防犯ブザーを携帯したり、空き巣被害を防ぐために玄関に 2 つの鍵をつけておいたりする工夫は、この抵抗性を高める行為であると言えよう。ただし、この抵抗性を高めるために何よりも重要なのは、前述の防犯ブザーや鍵そのものではなく、それらを使用する者自身の防犯意識や管理意識である（小宮, 2007）。

インターネット利用時のリスクや対処法を正しく理解し、ひいては防犯意識や管理意識を高め、強い抵抗性を身につけるために、重要なのはやはり教育であろう。本調査によれば、本学のサイバー防犯ボランティアによる活動に参加する以前にインターネット利用に関する教育を受けた経験は、小中学生対象の調査では 75.0%と 62.3%、成人対象の調査では 44.4%であった。小中学生のインターネット教育の機会は成人と比較して多いものの、事前に受けていた教育が誰からどのように提供されたものか、どの程度教育として機能していたかについては、本調査からは不明である。本活動の講義内容の理解についての自由記述や活動への感想において、「インターネットの知らない部分を知ることができた」や「わからなかったことがわかった」等の回答が多いことを鑑みると、抵抗性を高める教育のために提供すべき知識は多く、質の高い教育が重要であることが伺える。家庭内での教育も重要であると考えられるが、内閣府（2019）の調査では、自身の子どもに対しインターネットに関する啓発や学習をさせていない

と回答した保護者は71.7%であったことが報告されている。多様化・複雑化するサイバー社会に対応しきれない保護者の戸惑いも少なからずありそうだと考えると、今回報告したA青年会議所における活動のように、親子でインターネット利用について学ぶ機会を設けることも効果的であるだろう。

大学生によるサイバー防犯ボランティア活動の利点は、大学生は未成年に対して年齢的に近いため、より説得力がある教育ができるという点であろう(四方・浦中, 2015)。慶應義塾大学(2018)で活動しているサイバー防犯ボランティア研究会は、大学生だからこそ頻繁に変わる流行への対応力を持つこと、年が近いからこそ同じ目線で説明できることを強みとして挙げている。本学サイバー防犯ボランティアが行った活動においても、参加者からは「大学生の皆さんが詳しく面白く説明してくれてよかった」、「大学生が楽しく教えてくれて、自分も楽しくなった」、「とてもわかりやすくすごかった」といった感想が得られており、特に小中学生や高校生に対する教育には大きな効果があると期待される。四方・浦中(2015)は、大学生が中高生にとっての将来の自分像として良い手本となる効果もあると述べている。このような活動は、サイバー防犯のみならず、非行一般の防止効果もあるかもしれない。同時に、このようなボランティア活動を通じ、参加する大学生自身に対しても大きな教育効果があることも、大いなる利点であると言える。

本学のサイバー防犯ボランティア活動はまだまだ始まったばかりである。2019年度のサイバー防犯ボランティアに登録をしている本学の学生は18名である。学生ボランティアは、卒業や進級により、メンバーは毎年変わっていく。そのため、本活動を後世に引き継いで行くことも視野に入れ、活動を考えていくことも必要である。この課題に対しては、第3著者が2006年から継続している、地域安全マップの学生ボランティア活動で培ったノウハウを取り入れていく(平, 2016)。さらに、今回報告した活動は年齢層が様々であった。世代により、知り得る知識、可能な対応は異なると推察できる。世代や地域住民のニーズに合わせた活動も考案していく必要があるだろう。他大学の活動も参考にしながら、犯罪心理学的視点を取り入れたサイバー防犯教育活動を推進し、地域へ貢献して行くことが今後の課題である。

引用文献

- 藤 桂 (2017). インターネット上の様々なトラブルと対応 太田 信夫 (監修)・都築 誉史 (編) シリーズ心理学と仕事 ICT・情報行動心理学 (pp. 51-74) 北大路書房
- 藤 桂・吉田 富二雄 (2009). インターネット上での行動内容が社会性・攻撃性に及ぼす影響—ウェブログ・オンラインゲームの検討より— 社会心理学研究, 25, 121-132.
- 平 伸二 (2016). 大学の防犯サークルと犯罪心理学教育 日本犯罪心理学会 (編) 犯罪心理学事典 (p. 632) 丸善出版
- 慶應義塾大学サイバー防犯ボランティア研究会 (2018). 主な活動 慶應義塾大学サイバー防犯ボランティア研究会 Retrieved from <https://cyberlab.sfc.keio.ac.jp/index.html> (2020年1月27日)
- 警察庁 (2013). 平成25年警察白書 日経印刷
- 警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課 (2018). サイバー防犯ボランティア活動のためのマニュアル (モデル) 警察庁 Retrieved from <http://www.npa.go.jp/cyber/policy/volunteer/manual.pdf> (2019年12月18日)
- 警察庁 (2018). 平成30年におけるSNSに起因する被害児童の現状 内閣府 Retrieved from https://www8.cao.go.jp/youth/kankyou/internet_torikumi/kentokai/41/pdf/s4-b.pdf (2019年1月31日)
- 警察庁 (2019). 令和元年警察白書 日経印刷
- 内閣府 (2017). 青少年のインターネット利用環境実態調査 (青少年用) 内閣府 Retrieved from https://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/chousa/h29/net-jittai/pdf/kekka_c1.pdf (2018年5月24日)
- 内閣府 (2019). 平成30年度青少年のインターネット利用環境実態調査 内閣府 Retrieved from <https://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/chousa/h30/net-jittai/pdf-index.html> (2019年12月18日)
- 小宮 信夫 (2007). 地域防犯活動のための基礎理論 (安全な街は、機会犯罪の少ない街) 竹花 豊 (監修)・樋村

恭一・飯村 治子（編） 地域の防犯 犯罪に強い社会を作るために（pp. 28-45） 北大路書房
四方 光・浦中 千佳央（2015）. サイバーボランティアをめぐって 社会安全・警察学, 2, 43-44.

Current Status and Issues of Cybercrime Prevention Activities by Volunteer University Students

Yoko SARAGAI Akemi OSUGI Shinji HIRA

This paper reports the results of three surveys conducted in the cybercrime prevention education by volunteer students of Fukuyama University. The results show that all participants have experiences using the Internet and most of them have their own internet device. It was also found that about fifty to eighty percent of elementary school students had a domestic rule regarding using the Internet, and about twenty percent of them had encountered dangers inherent in the internet use, whereas the survey for adults about former item resulted in forty percent and the result was seventy percent in the latter item. Finally, the issues and the future prospects for volunteer activities by university students were discussed.

【Key words: cybercrime prevention activity, cybercrime, volunteer university student】